

## 議案第2号

### 伊賀市行政組織条例及び伊賀市支所設置条例の一部改正について

伊賀市行政組織条例及び伊賀市支所設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年1月20日提出

伊賀市長 稲森稔尚

#### 記

##### 伊賀市行政組織条例及び伊賀市支所設置条例の一部を改正する条例

(伊賀市行政組織条例の一部改正)

第1条 伊賀市行政組織条例（平成16年伊賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項及び第2条第1項中「地域力創造部」を「交流創造部」に、「地域連携部」を「地域協働部」に改める。

(伊賀市支所設置条例の一部改正)

第2条 伊賀市支所設置条例（平成16年伊賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域連携部」を「地域協働部」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。